

公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター事務費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人鎌ヶ谷市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、仕事の発注者より徴収する事務費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務費の徴収)

第2条 事務費は、センターに仕事を発注した者から本事業への賛助金として、その仕事が完了したつどセンターが徴収する。

(事務費の額)

第3条 事務費の額は、受注票のおおむね 5 %から 10 %とし、その料率は理事会において定める。

(事務費の用途)

第4条 事務費は、センターの事業を遂行するための経費に充てるものとする。

(収入)

第5条 事務費の収入は毎会計年度の予算及び決算において収入の部にそれぞれ計上しなければならない。

(委任)

第6条 この規程に関する必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。